

第7回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

平成24年11月20日（火） 午後2時から午後4時

2 場 所

兵庫県動物愛護センター多目的ホール

3 出席者

(1) 委員8名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、竹本眞智子、辻本正樹、藤原軍次、福井祐子、
吉川博敏

(2) 事務局4名

宮永生活衛生課長、大平生活衛生課動物愛護センター所長、田原生活衛生課動物愛護
担当係長、唐澤技術員

4 概 要

- (1) 第5回及び第6回の議事要旨について一部修正のうえ内容を確定し、市ホームページに掲載することとなった。
- (2) 動物愛護推進員について、次のような意見があった。
 - ・応募要領に暴力団排除等に関する規定を入れるべきである。
 - ・推進員証に写真を入れるべきである。
 - ・応募用紙と活動報告の様式をもう少し工夫すべきである。
- (3) 次年度における基金活用等事業と新たな取り組みについて次のような意見があった。
 - ・収容動物のウイルス検査やワクチン接種は一般財源の中で対応していく。
 - ・収容犬の訓練費用を基金から捻出することを検討してほしい。
 - ・譲渡促進のためのチラシの作成と郵送費用も基金から捻出してほしい。
 - ・効率的かつ効果的な情報発信のあり方については、今後も検討を続けるとともに、出来ることがあれば直ぐにでも行なっていくべきである。
- (4) 動物愛護管理推進協議会の次期委員について次のような意見があった。
 - ・市民の参加により実績を残すことができているので、公募委員の数を増やすべきではないか。

5 内 容

(1) 第5回及び第6回の議事要旨（修正案）の確認について

事務局から第5回議事要旨の修正案について説明があり、P 3については現行のまま、P 5については修正案のとおりとなった。第6回については修正案のとおりとなった。また、この時、次のような意見交換が行われた。

【事務局】

P 3についてだが、推進員の活動内容について議論を行なった時、生体の一時預かりは含めておらず、あくまでも相談業務に特化するという話だったので現行どおりで問題はないと思う。

【議 長】

第5回について修正意見も含めて意見をお願いします。

【委 員】

現在、私達はボランティア活動も行なっているので、この修正案がよいと思う。

【事務局】

第5回会議の中で話し合われたこととして、生体の取り扱いについてはまだ先のことであったと認識している。

【委 員】

推進員の権限とまではいかなくても、個人の判断でネットワーク作りをしてもよいのではないかと。そのような幅を持たせた表現にしていったらよいのではないかと。という意見だったと思う。その意味でこの修正案が生きてくるのではないかと。

【委 員】

文章については事前に調整し、本人の意見があるのはわかるが最終的には議長が整理するものである。これは修正することによってかえってわかりにくいと思う。修正案を出してきた人と議長が話し合ってもらわなければ時間の浪費となる。

【委 員】

現行の表記でも修正案を網羅していると解釈できるので、私も議長に一任する。

【委 員】

一時預かりの話をしたときに、募集要綱にそれを書いたら集まらないのではないかと。要綱には書かないが、推進員が集まってその話が出たときには賛成す

るという事になっていたと思う。

【委員】

それならば現行の表記が無難である。

【議長】

P3については現行のままとする。第5回については修正案のとおりとする。

【議長】

第6回についても何か意見があれば出して欲しい。

【議長】

意見がないので、第6回についてはこの内容で確定させてもらう。

(2) 動物愛護推進員について

事務局から「動物愛護推進員」についての説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委員】

募集時に例えば非社会的な集団の方は応募できないように明文化しておくほうが良いのではないかと。また、活動内容があがってきたときにどのように市民にフィードバックするのか。どこにどのような形で公表するのか。

【事務局】

市のホームページに動物愛護推進員を委嘱したことを掲載するつもりである。推進員の活動内容を広報し、推進員に相談したいことがあれば愛護センターまで連絡を入れてもらうようにしたいと考えている。

【委員】

要綱の内容が細かすぎるのではないかと。また「適当」ではなく「適任」である。あと、「推進員を解任されたことのない者」ということは普通は書かないと思う。

【議長】

猫の保護活動をしている私の知人は、過去に色々あったが、今は慎ましく暮らしている。見えないものに対してバリアを張ってもよいのかという気もしている。

【委員】

私は妥協はいらないと思う。書いておけば、後でそのような人だとわかったときに対処できる。あえて書いておくべきだと思う。

【委員】

私は書くべきではないと思う。法律上の問題も絡んでくるのではないかな。

【委員】

市の委託契約に暴力団排除等の条文もあると思うので参考にしてください。

どのような表現が望ましいかを検討してほしい。例えば職員採用時の宣誓項目へのチェックも参考になると思う。

【委員】

要綱にそのようなことまで入れる必要があるのか。

【議長】

事務局で確認してほしい。

【委員】

推進員に関してどのような人がどのような経過で推進員に決まったかと言うことを公開していく必要があるのではないかな。他の自治体では広報で作文等を公開しているところもある。選ばれたプロセスを明確にしていく必要がある。

【事務局】

参考にその自治体を教えてほしい。

【委員】

それはまた後で。

【委員】

そのようなことは書くべきではない。「市長は適任と認めるときは委嘱できる。」
「市長は解任できる。」との文章があればよいのではないかな。細かいことを書き始めると切りが無くなる。

【委員】

「差別的な扱いや不快の念を抱かせないこと。」とあるが、現場で理不尽なことを言われてしまったりすることがある。100%不快の念を抱かせないことはできな

と思うので、柔らかい表現にして欲しい。逆手にとられないかが心配だ。例えば「不快の念を抱かせないように心がける。」「・・・に努めること。」などの表現にしてはどうか。

あと、「推進員証」に写真を入れてもよいのではないか。応募用紙の「動物愛護に関する活動実績」欄について、「活動実績」とすると応募しずらくなるので、「活動経験」、「活動目標」などに変えた方がよいのではないか。

【事務局】

「差別的な扱いや不快の念を抱かせないこと。」については、あくまでも一般常識として書いたものである。推進員という立場上、言葉使いには十分注意してくださいと言う意味である。

【議長】

応募してきた人が今までどのような動物を飼ってきたかというような飼育歴みたいなものが見れたらよいと思う。犬の人に猫のことを言ってもなかなかわかってもらえない。猫をやっている人は犬のことがなかなかわからない。亀しか飼っていない人でもよいのだから。あと、電子メールは必須だと思う。

【委員】

推進員の仕事の中の、「センターに収容された犬、ねこ等の譲渡の支援に関すること」の中には、収容動物の散歩や授乳は入っているのか。

【事務局】

休日の飼育管理は職員が行なっている。ここで意味しているのは収容した動物の里親を探す協力のことである。

【委員】

授乳であるが、現在は3か月以上しかホームページに掲載されていない。それまでは処分対象になっている。推進員が多く集まり人員が確保できれば子猫の授乳ができるようになるのではないか。

【委員】

授乳だけが理由ではないだろう。

【事務局】

3か月以上の猫については法的な問題もあり一定期間保管しているが、それ以下についてはキャパの問題もある。収容数が激減すれば、犬のように1、2か月間保

管することも可能になると思う。

【委員】

推進員は何人くらいになると考えているのか。

【事務局】

多くて10人から20人と考えている。少なければ1ケタかもしれない。
特に問題がない限りは委嘱するつもりである。

【議長】

推進員にならなくても活動はできると思うことがある。CONは野良猫の不妊去勢がメインである。お金が足りないので寄付金を作ろうという活動をした。CONとして保護した猫を自分で里親募集をするということとはできない。特に子猫は扱わない。そのような方向性でやろうと決めている。ただ、自分としては野良猫の不妊活動をしながら地域に戻せなかった猫や子猫は引き取って里親を探している。推進員の活動も現在自分がしていることなので、今は推進員としての魅力を探している最中である。

【委員】

推進員については募集することに意味があり認知度が高まると思う。現在は限られたメンバーが頑張っているということがあるので、多くの人に活動してもらうためにはよい機会である。

【委員】

市は書類の提出を求める。悪気はないが管理しようとするから書類を提出させる。上層部は何か質問があった時の資料として欲しい。このようなことはそろそろやめなければいけないと思う。毎回の報告は必要ないのではないか。簡略化できるものはするべきである。

【委員】

持続性が大事だと思う。

【委員】

多く的人是やりたいて思って活動をする。市のために行うのではない。文章を書き出したら違う方向に行くと面白くなるのではないか。出来るだけ簡素化するべきである。

【委員】

県の推進員をしていた時は報告内容がもっと多かった。仲間同士で思い出しながら確認し合って書いていた。報告書を書くのは面倒だったという記憶がある。

何をやったかを思い出さなければいけなかった。その当時は目的もよくわからなかったので記憶にあまり残らなかった。今回は目的があるので違ってくると思う。

【委員】

推進員の会のようなものを作り、活動の一覧表を作り○×で書けるような方法が可能かなと思う。個人で毎回報告書を書くのは負担となり、続かなくなるのではないかな。

【委員】

管理する側からすると活動の状況を把握したいということもあるので、良い方法を考えてほしい。

【委員】

このような募集をしても職員は入ってこない。実際に自分達がやってみて、改良しなければいけないということを知るべきである。

【委員】

話は少し違うが、動物愛護基金条例施行にともない、11月1日と2日に職員がビラ配りを行っていた。

【議長】

チェックリストを作って○×などを入れる方法はとても有効である。

(3) 次年度における基金活用等事業と新たな取り組みについて

事務局から「次年度における基金活用等事業と新たな取り組みについて」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【議長】

新たな取り組みということでホームページに収容動物の写真を載せ更新をしたり、このようなウイルス検査やワクチン接種をしてもらうことで非常にありがたいなと思っている。

【委員】

新たな取り組みに関しては、基金ではなく一般財源で予算をとって続けていくと

いう解釈でいいのか。

【事務局】

ワクチン接種などの新たな取り組みについては、今後も一般財源で対応していく考えである。

【委員】

私達は昨年10月から犬の里親探しを続けていて、現在殺処分数はゼロとなっている。

【事務局】

収容中に死亡した成犬と、大高洲町の野犬の子犬がいたのでゼロではない。

【委員】

咬むからということで犬舎から出してもらえずストレスを抱えたと思われる犬がいた。このまま処分されるのはかわいそうなので専門家に来てもらって訓練した。大丈夫となって里親が見つかった。費用はボランティアが負担した。これからもそのような可能性があるので訓練の費用を基金から出せないか。

【委員】

私も賛成である。訓練の必要の有無はセンター職員が行うのか。咬む癖等についてもケースバイケースであるので、その判断は職員が行うのかということである。

それならば、収容動物譲渡促進事業に「トリミング+しつけ」として入れたらどうか。しつけは社会的にその動物が幸せに暮らしていくためにも必要であり、もらわれやすくなる。

【議長】

その判断はどのようにするのか。一度見ただけで判断するのか。

【事務局】

毎日世話をしているので、その中で判断する。今回の犬は職員に咬みついた。狂犬病の届出の関係で2週間抑留しておいた。今日もカラーをつけて散歩させたがズボンに咬みついてきた。このように攻撃性のある犬が他の人を咬んだら問題になる。

基金の用途に含めるかどうかは次年度以降の検討となる。例えば、もじやもじやの犬のトリミングであれば一回で結果が出る。訓練となれば一回で直るのか、二回必要なのか、何回必要かがわからない。その部分の整理ができれば進めていけるのかもしれない。個々によって状況がそれぞれ異なるので制度化していくのは難しい

のではないかと。それよりもしつけを普遍的に広げていくために使っていく方が効果的ではないかという考え方もある。その辺を議論していただきたい。

【委員】

柴犬は咬み癖がある。他の柴犬の飼い主と話すと、「うちの柴犬も咬む。」と言っていた。だから、咬み犬と決め付けずに生きるチャンスを与えてやりたいので、少しでも出せるのであれば出してほしい。どうしてもだめだった場合は殺処分でも仕方がない。

【委員】

年間に数頭ならそれほど費用もかからない。

【委員】

もっと他の事に使ったらよいのではないかと考えている人もいるので状況を見ながら考えてはどうか。

【委員】

殺処分ゼロの大義名分があるので、前向きに検討してほしい。難しい犬種であることも確かだが、事務局からもあったように来年度は無理だが経緯を見ながら検討してもらおうことでよいのではないかと。

【委員】

生涯に1回だけ咬む犬がいて、その後は1回も咬まないといったケースもある。咬むといってもいろんな咬み方があるので、見極めが必要である。

センターの獣医と話をしていて、新しい飼い主の候補と一緒に訓練するのだったら少し安心感があるのではないかと意見があった。私も、譲渡希望者がいれば一緒に訓練に参加してもらえればよいのではないかと思った。

一枚もののチラシに効果がある。環境省のポスターやパンフレットも活用すべきである。また、収容動物の譲渡促進のためにボランティアがカラーのチラシなどを作成して、動物病院などに貼ってもらっている。譲渡希望者から連絡があったり、返還につながった例もある。印刷代や切手代についてどこからか出してもらえるようにできないか。パソコンの得意な職員がいるので、関係各所へのメールマガジンの配信により収容動物の周知につなげてもらいたい。

【委員】

今の話は一見いいと思うが、システム的なものとして職員が変わっていった場合にもできるように制度として分けて考えなければいけない。

【委員】

犬がいなくなった時に、そこら中にポスターを貼る人がいる。公園や電柱に貼るのは違法である。

【事務局】

情報の発信については常に考えている。市民全員がスマートフォンを持っていて毎日見るような社会であれば別だが、現実には高齢者などは使っていない。少しでも多くの人に継続して安価に発信できる方法を考えている。以前、食品衛生関係でメールマガジンを発信したことがある。食品衛生の場合は情報が多いのでホームページ上の様々な情報を整理して送信していた。動物の場合は、例えば収容動物に特化するのであればホームページを見てもらえれば済むことである。見ることができない人についてどうするか。勝手にセンターの名前でポスターを貼る方もいるので何か仕組みを考えなければいけないと思う。

【委員】

私はホームページからポスターを作って、動物病院に送っている。月に2回ほど送る時もある。カラーコピー代と切手代がかなりかかる。送るルートがあればそれに一緒に乗せられたらよいのだが。

【事務局】

電子メールで送ることはできるが、問題はそれをプリントアウトすることである。

【委員】

自分でやることであり、この場で論議することではない。掲示板は地域で管理している。

【委員】

公民館などに送る方法があると聞いたので乗せてもらえないかと思った。

【委員】

公民館には非常に多くの配布物などが置いてある。支所でも50種類くらいあるのではないかと。そこへ送っても誰も見てもらえない。

【委員】

見てもらうのではなく、貼ってもらえばどうか。

【委員】

貼るのはもっと無理だ。

【事務局】

施設にはそれぞれの設置目的があつて優先順位もある。支所であれば優先される事業などがあり現実的には難しい。

【議長】

自分で費用を負担して、自分でしたいと思ってやっているのであれば、自分でどんどん自分でやればよいのではないか。今やっていることは何の問題もないのではないか。この場でお金の話をするのは少し違うのではないかと思う。

【委員】

地域にはいろんな物が送ってこられる。私達から見れば変な物も送ってくるので、そのような物は貼れない。個人でするならばしたらよいが、ここで論議する話ではない。

【委員】

私的なことではなく、センターという公的な場所に収容されている動物の話である。許可を得て送付している。変な物を送っているわけではない。

【委員】

送ってくれではなく、そのようなルートがないかを確認している。

【事務局】

ルートはない。

【委員】

お金のことは本人が言っているわけではなく、そばから見ていて負担が大きいので考えてほしいということである。効果があがっているのでここで話し合う余地はあるのではないか。

【事務局】

費用の問題を含め、より多くの市民に知ってもらう方法を考えることからやっていきたい。とりあえずメールからとか。

(4) 動物愛護管理推進協議会の次期委員について

事務局から「動物愛護管理推進協議会の次期委員について」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委員】

市民委員4名について、数を増やして拡充することはできないか。協議会に市民が参加して2年となるが、収容動物の譲渡数も増えて殺処分数も少なくなってきた。このような実績を残すことができている。私たち市民委員も協力することができた。4名の市民委員だったが1名欠けても、ここまでの協力、成果は難しかったのではないかと思う。1名でも多ければもっと多くの協力ができるのではないか。

【事務局】

そのような役割は今後、推進員が担っていくことになると思う。

【委員】

次回の会議日程はどうなっている。

【事務局】

次回会議は2月12日（火）2時から。場所は確定していない。

この2年間の総括的なことと、次年度以降の課題になる。

以上